

## 巻末資料

### 吹田市地域福祉計画推進委員会名簿

平成 25 年（2013 年）12 月 1 日現在

◎委員長 ○副委員長

（敬称略）

	氏名	役職等
1号委員 （学識経験者）	◎藤井 伸生	京都華頂大学教授
	○松木 宏史	滋賀短期大学講師
2号委員 （市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者）	大町 孝	吹田市自治会連合協議会監事
	熊井 茂治	吹田市社会福祉協議会 施設連絡会会長
	中谷 恵子	吹田市ボランティア連絡会会長
	富士野 香織	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会会長
	渡邊 達雄	吹田市民生・児童委員協議会会長
	由佐 満雄	吹田市社会福祉協議会副会長
3号委員 （関係行政機関の職員）	松村 由貴	大阪府吹田子ども家庭センター 企画調整課総括主査
4号委員 （市民）	久原 正子	市民委員
	吉村 修	市民委員

※任期は平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から平成 26 年（2014 年）3 月 31 日まで。

### 吹田市地域福祉計画推進委員会開催状況

	開催日		主な議事内容
平成 25 年度 （2013 年度）	第 1 回	8 月 19 日（月）	・役員選出（委員長及び副委員長） ・地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・地域福祉計画 中間報告書の作成について
	第 2 回	11 月 8 日（金）	・地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・地域福祉計画 中間報告書の作成について ・地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について
	第 3 回	2 月 25 日（火）	・地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・地域福祉計画 中間報告書の作成について ・地域福祉計画に関わる事業の市民評価について

## 吹田市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について調査審議し、答申するものとする。

2 委員会は、地域福祉計画の策定その他地域福祉について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに公共的団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

## 吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会委員名簿

平成 25 年（2013 年）4 月 1 日現在

◎作業部会長

（敬称略）

氏名	役職等
◎松木 宏史	滋賀短期大学講師
吉村 修	吹田市地域福祉計画推進委員会 市民委員
谷口 信勝	佐竹台地区福祉委員会 委員長
北嶋 玉枝	吹田市ボランティア連絡会
藤本 衛	吹田市民生・児童委員協議会 吹三地区委員長
佐伯 佳苗	吹田市社会福祉協議会 地域福祉課 主幹（CSW）

## 吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会開催状況

開催日		主な議事内容
平成 25 年度 （2013 年度）	第 1 回	7 月 23 日（火） ・ 地域福祉市民フォーラムについて ・ 地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉計画 中間報告書の作成について
	第 2 回	10 月 29 日 （火） ・ 地域福祉市民フォーラムについて ・ 地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉計画 中間報告書の作成について
	第 3 回	2 月 21 日（金） ・ 地域福祉計画に関わる事業の市民評価について ・ 地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉計画 中間報告書の作成について

## 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会を構成する部室課

平成 25 年（2013 年）4 月 1 日現在

部		室	課
総務部		危機管理室	
		人事室	
行政経営部		企画政策室	
人権文化部		人権平和室	
		男女共同参画室	
		文化のまちづくり室	
まち産業活性部		地域総務室	
		地域自治推進室	
		地域経済振興室	
こども部		子育て支援室	
		こども育成室	保育幼稚園課 児童育成課
福祉保健部		地域福祉室	福祉総務課
			生活福祉課
			総合福祉会館
			内本町地域保健福祉センター
			亥の子谷地域保健福祉センター
			千里ニュータウン地域保健福祉センター
		高齢福祉室	高齢政策課
			高齢支援課
			介護保険課
		国民健康保険室	
		保健センター	
都市整備部		住宅政策室	
道路公園部		道路公園管理室	
		道路公園企画室	
		道路公園整備室	
教育委員会	教育総務部	教育総務室	学務課
		教育政策室	
	学校教育部	学校教育室	指導課
		教育センター	
	地域教育部	生涯学習推進室	生涯学習課
		青少年室	
スポーツ推進室			

## 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会開催状況

開催日		主な議事内容
平成 23 年度 (2011 年度)	第 1 回	6 月 27 日(月) ・ 第 2 次吹田市地域福祉計画について ・ 地域福祉市民フォーラムについて
	第 2 回	8 月 25 日(木) ・ 地域福祉市民フォーラムの報告について ・ 地域福祉活動体験実習について
	第 3 回	2 月 24 日(金) ・ 地域福祉活動体験実習の報告について ・ 地域福祉計画に関わる事業の概要と実績の報告について ・ (仮称) 地域福祉問題調整会議の設置について
平成 24 年度 (2012 年度)	第 4 回	9 月 27 日(木) ・ 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉活動体験実習について ・ 各地区福祉委員会と吹田市社会福祉協議会の懇談会への参加報告について ・ 地域福祉計画に関わる事業の概要と実績の報告について
	第 5 回	2 月 1 日 (金) ・ 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉活動体験実習の報告について ・ 地域福祉市民フォーラムについて ・ 地域福祉計画に関わる事業の概要と実績の報告について
平成 25 年度 (2013 年度)	第 6 回	2 月 28 日(金) ・ 重点課題の進捗状況について ・ 地域福祉活動体験実習の報告について ・ 地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について ・ 地域福祉計画 中間報告書について

## 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会設置要領

(設置)

第1条 吹田市地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進するため、吹田市地域福祉計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係部局間の総合調整に関すること
- (2) 計画の進捗管理に関すること
- (3) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項の検討及び連絡調整

(組織)

第3条 委員会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、福祉保健部地域福祉室長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第5条 委員会の運営を円滑に進めるため、委員会に、必要な調査・研究等を行う組織として、作業部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会及び作業部会は、必要に応じ委員以外の者に、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉室福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

## 第2次吹田市地域福祉計画推進委員会名簿

◎委員長 ○委員長職務代理者

(敬称略)

	氏名	役職等
1号委員 (学識経験者)	◎藤井 伸生	京都華頂大学教授
	○松木 宏史	滋賀短期大学講師
2号委員 (市民)	久原 正子	市民委員
	中内 弘 (H23.7~H24.1)	市民委員
	吉村 修 (H25.1~)	市民委員
3号委員 (市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者)	大町 孝	吹田市自治会連合協議会監事
	熊井 茂治	吹田市社会福祉協議会 施設連絡会会長
	中谷 恵子	吹田市ボランティア連絡会会長
	富士野 香織	吹田市障害者等居宅介護等事業 所連絡会会長
	松橋 継男	吹田市民生・児童委員協議会会長
	由佐 満雄	吹田市社会福祉協議会副会長
4号委員 (関係行政機関の職員)	木村 百合 (H23.8~H24.3)	大阪府吹田子ども家庭センター 所長
	植田 理恵 (H24.4~)	大阪府吹田子ども家庭センター 企画調整課総括主査

※任期は平成23年(2011年)7月21日から平成25年(2013年)3月31日まで。

## 第2次吹田市地域福祉計画推進委員会開催状況

	開催日	主な議事内容	
平成23年度 (2011年度)	第1回	7月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員選出(委員長及び委員長職務代理者)</li> <li>作業部会の設置について</li> <li>第2次吹田市地域福祉計画の推進について</li> </ul>
	第2回	2月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉推進の取組み状況について</li> <li>(仮称)地域福祉問題調整会議の設置について</li> <li>高齢者見守りに関する新規事業について</li> </ul>
平成24年度 (2012年度)	第3回	9月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業部会の設置について</li> <li>重点課題の進捗状況について</li> <li>各地区福祉委員会と吹田市社会福祉協議会の懇談会への参加報告</li> </ul>
	第4回	2月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業部会の報告について</li> <li>地域福祉活動体験実習の報告について</li> <li>地域福祉市民フォーラムについて</li> </ul>



## 第2次吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会委員名簿

◎作業部会長

(敬称略)

氏名	役職等
◎松木 宏史	滋賀短期大学講師
吉村 修	吹田市地域福祉計画推進委員会 市民委員
谷口 信勝	佐竹台地区福祉委員会 委員長
北嶋 玉枝	吹田市ボランティア連絡会
藤本 衛	吹田市民生・児童委員協議会 吹三地区委員長
長谷川 淑子	吹田市社会福祉協議会 地域福祉課 第1係長 (CSW)

※平成24年(2012年)12月3日から平成25年(2013年)3月31日まで。

## 第2次吹田市地域福祉計画推進委員会 作業部会開催状況

開催日		主な議事内容	
平成24年度 (2012年度)	第1回	12月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業部会の役割について</li> <li>・地域福祉市民フォーラムについて</li> <li>・重点課題の進捗状況について</li> <li>・地域福祉活動にかかる情報交換について</li> </ul>
	第2回	1月28日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動体験実習の報告について</li> <li>・地域福祉市民フォーラムについて</li> <li>・地域福祉活動にかかる情報交換について</li> </ul>
	第3回	3月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉市民フォーラムの反省について</li> <li>・要援護者の災害時における地域での支援体制の充実について</li> <li>・地域福祉活動にかかる情報交換について</li> </ul>

## 第2次吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価について（抜粋）

### 1 目的

第2次吹田市地域福祉計画の目標である「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」がどの程度達成されているかを確認し、現在取組んでいる内容について適宜検討を行うために実施している。

### 2 評価年度

平成24年度（2012年度）とする。

### 3 評価指標

評価指標	点数	内容
A	5点	計画通り達成している。
B	4点	概ね計画通りに達成する見込みがある。
C	3点	所管する事業について若干の見直しが必要である。
D	2点	所管する事業について見直しが必要である。
E	1点	所管する事業について抜本的な見直しが必要である。

### 4 評価実施者

47室課及び社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会

総務部 危機管理室、広報課、人事室

人権文化部 人権平和室、交流活動館、男女共同参画室、男女共同参画センター  
文化のまちづくり室

まち産業活性化部 地域総務室、地域自治推進室、地域経済振興室

こども部 子育て支援室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園課、児童育成課  
地域支援センター、杉の子学園、わかたけ園

福祉保健部 福祉総務課、生活福祉課、総合福祉会館、内本町地域保健福祉センター  
亥の子谷地域保健福祉センター、千里ニュータウン地域保健福祉センター  
高齢政策課、高齢支援課、介護保険課、障がい福祉室、国民健康保健室  
保健センター

環境部 事業課

都市整備部 住宅政策室

道路公園部 道路公園管理室、道路公園企画室、道路公園整備室

水道部 給水相談課

教育総務部 学務課、教育政策室、学校管理室

学校教育部 指導課、教育センター

地域教育部 生涯学習課、中央図書館、青少年室、青少年クリエイティブセンター  
青少年活動サポートプラザ、スポーツ推進室

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会

## 5 評価結果

### (1) 第2次吹田市地域福祉計画 各柱の評価結果一覧

番号	内 容	評価結果（点）	特筆すべき事項
1	地域福祉活動推進の条件整備	4.2	・地域支えあいネットワーク推進事業を社会福祉協議会へ委託し、13人のコミュニティソーシャルワーカーを配置することで地域福祉の推進を図った。
2	公民協働による地域福祉活動の充実	4.3	・市民公益活動センターを開設し、市民公益活動に関する講座・研修の開催、関係団体等との交流・連携を促す事業を実施した。 ・災害時要援護者支援のため市有2施設を「福祉避難所」に指定した。また、社会福祉協議会において、災害ボランティアセンター研修を地域住民、ボランティアと共に実施している。
3	サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	4.1	・高齢者の相談体制の充実を図るため、地域包括支援センターを拡充した。 ・制度の谷間にある問題点について解決策を検討する「地域福祉問題調整会議」を立ち上げた。
4	保健・医療、社会福祉制度の充実	4.3	・ひきこもり、ニート、不登校等の子ども、青少年及びその家族に対し青少年相談を実施した。 ・配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション（DV相談室）」を開設し、総合的なDV防止対策事業を実施した。
5	関連施策の充実	4.0	・母子家庭の就業機会の拡大や自立の促進を図るため、母子家庭等自立支援事業を実施した。
6	地域福祉計画の推進に向けて	3.7	・市職員向けに地域福祉活動体験実習を実施し、福祉意識の向上を図った。地区福祉委員会活動である子育てサロン・いきいきサロンに参加している。

※評価結果は柱内の小項目の平均点になります。ただし、未評価の小項目は除外しています。

## (2) 第2次吹田市地域福祉計画 各小項目の評価結果一覧

番号	施策（小項目）	評価結果(点)
1	コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化	4.5
2	ボランティアコーディネーターの配置及び機能強化	4.5
3	立ち寄りやすいボランティアセンターづくり	3.5
4	広域コミュニティ施設の整備	—
5	地区公民館・地区市民ホール等の整備	4.0
6	身近な地域での自治会集会施設の整備への支援	4.0
7	既存施設の福祉的活用の促進	4.0
8	地域福祉活動の財政支援策の充実	4.7
9	地域福祉活動を進めるための情報発信	4.5
10	くらしや健康に関する地域課題を認識するために小地域単位での学習会や懇談会の開催支援	—
11	男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実	3.5
12	青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進	3.7
13	当事者の地域福祉活動への参加の支援	4.0
14	大学との連携による地域福祉活動の促進	4.5
15	社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援	4.7
16	民生委員・児童委員活動への支援	4.8
17	自治会を中心とした地域活動への支援	5.0
18	ボランティア・NPO等の地域活動への支援	4.0
19	当事者組織の活動への支援	4.0
20	専門機関との連携・ネットワーク強化への支援	4.3
21	地域福祉活動団体間の交流への支援	4.7
22	「まちの縁側」づくりへの支援	4.7
23	子どもの遊び場所・居場所の充実	4.5
24	災害時要援護者対策の充実	4.0
25	安全対策（防災・防犯）の充実	4.2
26	人権意識・福祉意識の向上	4.5
27	福祉サービスの利用に関する情報提供の充実	4.2
28	保健・福祉の相談・支援体制の充実	4.3
29	福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実	4.3
30	福祉サービスの利用者の権利擁護の推進	4.0
31	福祉サービスの質の確保	4.0

番号	施策（小項目）	評価結果（点）
32	総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて	4.0
33	健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進	4.3
34	地域医療体制の整備	5.0
35	地域における子育て支援の充実	4.4
36	子育てを支援しあえるまちづくりの推進	4.7
37	配慮を必要とする子どもや家庭への支援	4.8
38	働くこと・育てることの両立への支援	3.8
39	障がいのある人とともに生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進	4.3
40	障がいのある人を支える福祉サービス等の充実	4.1
41	高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備	4.0
42	高齢者の社会参加・生きがい事業の推進	3.7
43	新しい課題を抱える人たちへの支援	4.5
44	セーフティネットの構築	4.3
45	サービス利用のための低所得者対策の充実	4.2
46	くらしの基盤である雇用・就労の支援	4.1
47	休日・休暇の拡充の促進	4.0
48	高齢者・障がいのある人向け住宅の確保	4.7
49	高齢者・障がいのある人向け住宅改造助成	4.0
50	だれもが安全でバリアのない交通環境・まちづくり	3.6
51	移動手段の充実	4.0
52	地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携	4.0
53	生涯スポーツの振興	4.0
54	地域に密着した商業振興	3.7
55	住民参加による地域福祉計画の進行管理	4.7
56	モデル地区による地域福祉活動の把握	3.0
57	地域福祉を推進する部局の充実	—
58	市の関係部局間の連携・協力	3.0
59	行政職員の意識向上と地域との連携	4.0
60	関係機関・団体等との連携	4.0

## 第2次吹田市地域福祉計画に関わる事業の市民評価について（抜粋）

### 1 目的

地域福祉は公民協働で進められることから、市民の目線から第2次吹田市地域福祉計画の目標である「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」がどの程度達成されているかを確認し、現在取組んでいる内容について適宜検討を行うために実施している。

### 2 市民評価の内容

地域福祉計画の体系における各柱を評価した。

- (1) 地域福祉活動推進の条件整備
- (2) 公民協働による地域福祉活動の充実
- (3) サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク
- (4) 保健・医療、社会福祉制度の充実
- (5) 関連施策の充実
- (6) 地域福祉計画の推進に向けて

### 3 評価指標

評価指標	点数	内容
A	5点	計画通り達成している。
B	4点	概ね計画通りに達成する見込みがある。
C	3点	計画通りに達成するためには、取組み内容について若干の見直しが必要である。
D	2点	計画通りに達成するためには、取組み内容について見直しが必要である。
E	1点	現在の取組み内容では計画を達成できておらず、抜本的な見直しが必要である。

### 4 評価実施者

吹田市地域福祉計画推進委員会委員	8名
吹田市民生・児童委員協議会地区委員長及び主任児童委員連絡会代表	22名
地区福祉委員会委員長（委員長が指名した者を含む）	32名
計	62名

## 5 評価結果

### (1) 各柱の評価結果一覧（概要）

番号	内 容	評価結果 (点)	主な意見
1	地域福祉活動推進の条件整備	3.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C S Wは地区福祉委員と連携を図りながら、地域活動を積極的に取組んでいる。</li> <li>・ C S W、ボランティアコーディネーター、ボランティアセンターの市民への周知は不十分である。</li> <li>・ 地域福祉活動に利用できる場所の確保には地域差がある。</li> <li>・ 地域福祉活動の財政支援について、補助金がカットされないか心配。</li> </ul>
2	公民協働による地域福祉活動の充実	3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症サポーター等の養成事業は福祉意識の向上に役立っている。</li> <li>・ 民生委員・児童委員についての周知が不十分である。</li> <li>・ 災害時要援護者登録制度は、制度の周知や支援者の養成等の取組みが未だ不十分。内容の再考が必要。</li> <li>・ 担い手が集まらず、限られた少人数が多く活動を兼任せざるを得ないのが実態。各種活動の動員は負担であり、極力減らしてもらいたい。</li> <li>・ 安心安全カードと同種の事業（救急医療情報キット、消防署の見守り等）をまとめられないのか。</li> </ul>
3	サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	3.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターは7か所増え、支援のネットワークの強化が図られた。</li> <li>・ 超高齢化社会への準備として、「防災」が「減災」になったように、どうしてもできないことを周知する活動も必要。</li> <li>・ 成年後見制度等は広く周知されていない。地区の福祉委員会等への研修が必要に思う。</li> <li>・ 福祉の情報量は十分と思われるが、必要な人に必要な情報が行き届いたかの検証を行う必要がある。</li> <li>・ 各制度や相談窓口など、縦のつながりは充実してきているが、横断する取組みは薄いように思う。</li> </ul>

番号	内 容	評価結果 (点)	主な意見
4	保健・医療、社会福祉制度の充実	3.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者理解に向けた啓発活動や差別に関する課題の取組みに期待する。</li> <li>・障がい者を含めた地域福祉活動の推進には個人情報保護の課題がある。</li> <li>・救急医療情報キット配布事業は着実に成果を上げている。</li> <li>・地域医療について、小児科医が少ないように思う。</li> <li>・介護予防事業、地域密着型サービス、高齢者在宅福祉サービスも速いスピードで整備されている。</li> </ul>
5	関連施策の充実	3.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉巡回バスの運行、生涯スポーツの促進については従前に比べて後退した。医療費削減に寄与するスポーツ、レクリエーションの効果考えた施策が必要では。例えば小さな公園でできる取組みなど。</li> <li>・バリアフリーについてはマップづくりを行うなど、高齢者・障がい者の外出に役立てる必要がある。</li> <li>・自転車のマナー問題が社会的に取り上げられているが、安全な交通環境の整備として、自転車専用道の確保が必要と思う。</li> </ul>
6	地域福祉計画の推進に向けて	3.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画の進捗管理は難しい。課題が多岐に渡っているが、関係部局が横断的に対応している。</li> <li>・計画に住民の意見が反映されているか疑問がある。</li> <li>・地域福祉活動体験実習は単に参加しているのみで、施策に反映されたのか。庁内の推進委員会が設置されても活動がなければ「絵に描いた餅」でしかない。</li> <li>・計画の推進委員に市民代表の組織や医者、法律家を加えてはどうか。</li> </ul>

※評価結果は柱の平均点になります。ただし、未評価の項目は除外しています。

#### 総括の抜粋

- ・住民自身が健康・福祉に関心を持ち、自ら行動を起こすことが肝心。そのための施策づくりが必要に思う。
- ・市民の目を見た感覚と行政の自己評価に差があるため、評価は困難である。
- ・地域住民の福祉活動に対する意識が希薄である。一部の関心ある人のみ活動している。
- ・地域福祉に関わる職員をもっと増やしてほしい。



## 平成 25 年度地域福祉市民フォーラム ワークショップ意見について（抜粋）

平成 25 年（2013 年）11 月 17 日に地域福祉市民フォーラムを開催し、参加者数は 76 名でした。フォーラムでは下記のとおり 3 つのテーマに分かれ、9 グループによるワークショップを行いました。

- ★ 災害に強い地域づくり （4 グループ）
- ★ 孤立をさせないコミュニティづくり （3 グループ）
- ★ みんなで支えるのびのび子育て （2 グループ）

※ワークショップにあがった意見として

私自身が取り組めることを○

地域で力を合わせて取り組めることを◎

市や社会福祉協議会にのぞむこと、取り組んでほしいことを●で表現しています。

### 1 災害に強い地域づくり

#### （1）防災意識の向上

- 避難場所をあらかじめ家族で話し合っておく。
- ◎ 地域レベルで要援護者マップや防災マップづくりを進める。
- ◎ 地域の災害について研究して理解する。
- 市民に防災マニュアルを周知する。

#### （2）お互いの顔が見える関係づくり

- 声をかけあい、あいさつを習慣づける。
- ◎ 日ごろから地域で防災について話し合い、顔の見える範囲で防災訓練をする。
- ◎ 地域の施設を活用し、他職種の方々や地域の方々との連携する機会を設ける。
- いきいきサロンやふれあい昼食会等で防災関係の話をする。

#### （3）自治会としての取組みについて

- 地域防災訓練などへ積極的に参加する。
- ◎ 声をかけ合うグループづくりをする。また、防災講習会を開催する。
- 自治会への加入率の向上支援をする。

#### (4) 防災情報の共有

- 日ごろから民生委員児童委員や福祉委員の方と連携をする。
- ◎ 福祉だよりなどの広報紙に、防災へのPRを掲載していく。
- 的確に防災情報を市民へ広報していく。

#### (5) 災害への備え

- 災害に備えて3日分の生活必需品を確保する。
- ◎ 自主防災組織を結成し、防災資機材の整備や講座を実施する。
- 簡易トイレを公園に整備する。また、防災備蓄品や器具を充実させる。
- 福祉避難所の確保に努める。

## 2 孤立をさせないコミュニティづくり

#### (1) ヨコのつながり

- 地域活動に参加し、他人ともっと関わる意識を持つ。
- ◎ 各団体の間で交流できる機会を持つ。
- 団体の活動場所の提供。市職員との交流の場づくり。

#### (2) 自治会未加入者への情報提供

- 地域のことに関心を持つようにする。
- ◎ 自治会未加入者にも福祉だよりなどの情報提供を行う。
- ◎ 地域の行事で相談窓口を開設し、情報提供を行う。

#### (3) 福祉の協力者づくり

- 近所付き合いを密にする。
- ◎ 近隣の方に見守りを依頼する。
- ◎ 地区福祉委員会のお便りを、自治会を通じて配布する。

#### (4) 認知症の方について

- 自分自身も見守りネットワークの一員となる。
- ◎ 認知症の見守り隊を組織し、ネットワーク化する。
- 行政や社協において認知症養成講座を開催する。

#### (5) 外出のための居場所づくり

- ◎ 地域の掲示板で行事のお知らせをする。
- ◎ いきいきサロンや子育てサロンを開き、居場所を提供する。
- 居場所づくりの材料となるような情報提供をする。

### 3 みんなで支えるのびのび子育て

#### (1) 子育てサロン

- ◎ 保護者が楽しくおしゃべりできるよう配慮する。
- ◎ 子育てサロンスタッフで子どもに関する勉強会をする。
- 子育てサロンスタッフの交流会を実施する。

#### (2) 地域でのつながりや遊び場づくり

- 子どもの相談にのることのできるよう勉強会に参加する。
- ◎ 市民体育祭や文化祭などの地域活動の活性化。
- 地域行事への資金援助を行う。また、地域をもっとPRする。

#### (3) 三世代交流

- ◎ うるさいおばさんやおじさんになる。
- ◎ 三世代交流クラブを開催する。
- 交流する場所の確保をする。市報で子育て特集を組む。

#### (4) 子育ての情報交換

- お互いに声かけをする。各施設のイベントを紹介しあう。
- ◎ サークルなど仲間づくりの情報提供をする。
- インターネットを使った情報提供をする。